

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和3年5月現在

| 都道府県 | 実施主体 | 区分 | 法別 | 対象者 | 自己負担 | | 食事療養費 | 対象医療機関等 | 受託開始年月 |
|------|--------------|-----|----|---|------|-----|-------|----------|-------------|
| | | | | | 入院 | 入院外 | | | |
| 鹿児島県 | 全市町村 | 乳幼児 | 80 | 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は除く。 *住民税非課税世帯の未就学児に限る。 | なし | | 対象外 | 県内の医療機関等 | 平成30年10月診療分 |
| 鹿児島県 | 全市町村 (*) | 子ども | 80 | *平成30年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) *住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 | なし | | 対象外 | 県内の医療機関等 | 令和3年4月診療分 |

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。